

環境省等へ太陽光発電施設に係わる要望活動を実施

太陽光発電施設の設置に係わる関係法令の整備を求める要望書提出(事後リリース)

太陽光発電施設の設置に際し、地域住民との共生や景観への配慮を図るため、住宅地周辺への規制を可能とする関係法令の整備を環境省と国会議員へ要望してまいりました。

実施日程

- 日時 令和8年6月23日(火)
- 場所 環境省、衆議院・参議院議員会館
- 内容 国政へ関係法令の整備を求める要望

環境省 上田康治環境事務次官へ要望書提出

当市においては、令和6年6月より「牛久市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」を施行しており、事業区域内外での災害の発生防止や良好な景観の形成、生活環境の保全、住民との生活の調和を図ろうと対応しておりますが、事業者と地域住民とのトラブルが発生している状況です。このため、令和8年6月に条例の一部改正を施行し、更なる対策強化に取り組んでおりますが、条例だけでは対応しきれないため、住宅地周辺等における規制を可能とする関係法令の整備を要望してまいりました。

一方、政府においては、「大規模太陽光発電事業(メガソーラー)」に関する対策パッケージ」を策定しており、引き続き、既存法令の運用強化や制度改正等を検討していく旨の話がありました。太陽光発電施設の設置における当市の実例を説明し、地域住民からの要望等も直接環境事務次官に伝え、関係法令の整備について要望させていただきました。

※次ページあり



▲上田康治環境事務次官

葉梨康弘衆議院議員、櫻井祥子参議院議員へ要望書提出

環境省に併せて、葉梨康弘衆議院議員と櫻井祥子参議院議員、堂込麻紀子参議院議員事務所を訪問し、太陽光発電施設の設置に係わる関係法令の整備について、国への積極的な働きかけを賜りますように要望してまいりました。



▲葉梨康弘衆議院議員



▲櫻井祥子参議院議員

※要望書の写しを別紙のとおり、添付しております。

お問い合わせ

○太陽光関係法令整備の要望に関すること
牛久市建設部建築住宅課
担当:中山・佐藤（内線 2561）

○発信元

〒300-1292 牛久市中央 3-15-1
牛久市市長公室広報広聴課
☎029-873-2111(内線 3221・3222)
Email kouhou@city.ushiku.ibaraki.jp